

# 第 10 回代議員会会議資料

---

2021 年 7 月 20 日(火)

午後 7 時 00 分～

鹿児島商工会議所ビル 4 階 アイムホール

(鹿児島市東千石町 1-38)

**鹿児島県病院企業年金基金**

【基金HP ID: usrkikin PW: bikkn2288】

## 第 10 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 挨拶

3 議 題

### (議決事項)

議案第1号 2021年3月期事業報告について

議案第2号 2021年3月期年金経理、業務経理の決算及び定例監査報告について

### (報告事項)

報告第1号 理事長専決処分について

報告第2号 業務概況の周知について

報告第3号 年金資産運用状況について

報告第4号 公認会計士等とのAUPの実施に係る契約内容について

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

報告第6号 2020年度運用執行理事報酬について

報告第7号 遺族給付金等の裁定請求における身分関係を明らかにする書類の追加

4 そ の 他

5 閉 会

代議員会の議決事項は、確定給付企業年金法第 19 条第 1 項で議決が必要な事項は、① **規約の変更**、② **毎事業年度の予算**、③ **毎事業年度の事業報告及び決算**、④ **その他規約で定める事項**、と定められています。

今回の決算代議員会では、「毎事業年度の事業報告及び決算」が必ず必要で、該当があれば、「規約の変更」及び「その他規約で定める事項」も議決することとなります。

対象基金	✓全基金
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓基金は毎事業年度終了後4か月以内に、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとされています。(法第100条)</li> <li>✓確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書は、決算に関する報告書及び事業報告書に区分して作成し、地方厚生局長等に提出するものとされています。(則第117条)</li> <li>✓当該報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならないものとされています。(則第117条)</li> </ul>
議決する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓財政検証の結果について説明が必要です。</li> <li>✓決算に関する報告書及び事業報告書について承認の議決を経る必要があります。</li> </ul>
基金内手続き	✓出席した代議員の過半数の議決が必要です。
行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓毎事業年度終了後4か月以内 (=3月末決算であれば7月末まで) に地方厚生(支)局への提出が必要です。</li> <li>＜厚生局への提出書類＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑文</li> <li>・年金数理に関する確認</li> <li>・企業年金基金事業報告書</li> <li>・決算に関する報告書</li> <li>・監事意見書</li> <li>・代議員会会議録</li> </ul> </li> </ul>

## 財政検証

確定給付企業年金では、決算時に以下の財政検証を実施します。  
財政検証の結果について代議員会で説明してください。

### ア. 継続基準の財政検証

- ・継続基準の財政検証とは、年金制度が今後も継続していくという前提で、責任準備金の額に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。
- ・十分でない判定された場合は、掛金の見直し(再計算)を行わなければなりません。

### イ. 非継続基準の財政検証

- ・非継続基準の財政検証とは、加入者や受給者等の受給権が確保されているかどうかを検証するために、年金制度を終了した場合にすでに発生していると見なされる債務(最低積立基準額)に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。
- ・十分でない判定された場合は、追加の掛金(特例掛金)設定を行なう必要があります。

### ウ. 積立超過の財政検証

- ・積立超過の財政検証とは、積立金の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証するものです。
- ・積立上限額を超過している場合には、掛金の一部控除又は一定期間の拠出停止が必要となります。

## (議決事項)

### 議案第1号 2021年3月期事業報告について

様式C6-イ

令和3年7月30日

#### 企業年金基金事業報告書

(決算日 令和3年3月31日)

基金番号 九基第016341号

鹿児島県病院企業年金基金

#### 1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	75	加入者数	10,777 (10,735)
--------	----	------	--------------------

※ ( )内は前年度末現在の加入者数

#### 2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老齢給付	年金	2,396	61,959,026
	一時金	334	52,877,100
脱退一時金		655	128,545,900
障害給付	年金	—	—
	一時金	—	—
遺族給付	年金	—	—
	一時金	16	6,102,400

※年金は3月末の受給者数及び同受給者の年金額合計。一時金は累計件数及び金額。

#### 3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
企 業 ス ク 金 分 以 担 外 型	標準掛金	482,437,872	482,437,872	0	0	0%
	特別掛金	34,459,848	34,459,848	0	0	0%
	リスク対応掛金	—	—	—	—	—
リスク分担型企業年金掛金		—	—	—	—	—
特例掛金		—	—	—	—	—
事務費掛金		103,379,544	103,379,544	0	0	0%
(再掲)加入者負担分		—	—	—	—	—

- 実施事業所・加入者数に大きな変動はありません。給付状況の老齢給付金(年金)は、2021年3月末現在の受給者の年金額を記載することとされています。実際の期中累計額では基金独自給付等もあり164百万円の給付実績でした。一時金は累計支払額を記載しています。
- 掛金拠出状況について、不納欠損額はありません。

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

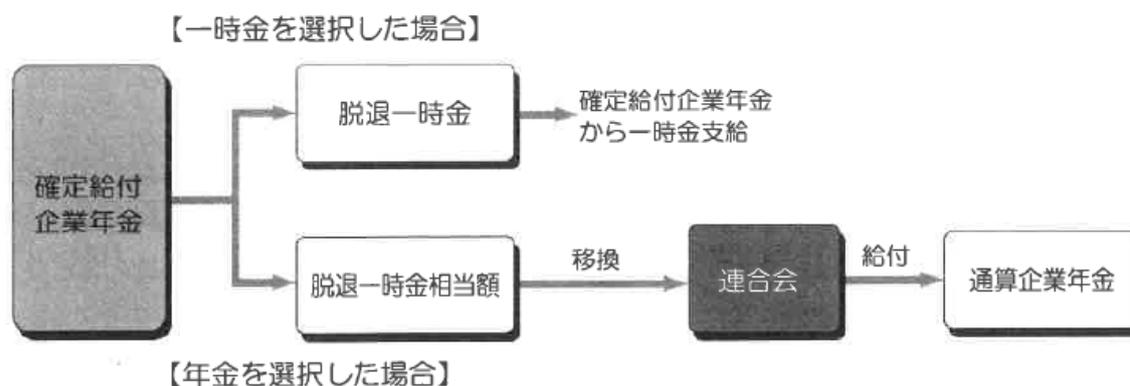
	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	—
残余財産	厚生年金基金	—
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	—
	個人型確定拠出年金	—
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	—

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
	企業年金連合会	7
	企業型確定拠出年金	0
	個人型確定拠出年金	12
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
積立金	企業型確定拠出年金	0
	中小企業退職金共済	0

- 他制度から受け入れた脱退一時金相当額等はありません。
- 他制度への資産移換については、企業年金連合会の通算企業年金に脱退一時金相当額を移換する申出が7件、iDeCo(イデコ)と呼ばれる(個人型)確定拠出年金への移換申出が12件の実績でした。前頁の一時金給付件数 989 件に対しては約 2%の割合となっています。

【企業年金連合会への移換イメージ】



5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合	12.0%	9.0%	13.0%	14.0%	10.0%	2.0%	40.0%	100.0%

※ 小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
3.48%	6.94%	2.00%	-

※ 小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。		資産運用委員会の設置	(有)	無
--------------------	--	------------	-----	---

策定日: 令和3年3月8日(改定)

(2) 全体資産

① 資産別残高及び資産構成割合

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額	211	795	1,667	892	669	114	2,537	6,885
構成割合	3.1%	11.6%	24.2%	13.0%	9.7%	1.7%	36.8%	100.0%

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート・エクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額	2,135	77	0	0	325	2,537

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一国REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフューチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

② 運用機関別資産残高等

(単位:百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行	6,084	生命保険	801	金融商品取引業者	
内訳	三菱UFJ信託銀行	4,541	内訳 第一生命保険	801	
	三井住友信託銀行	723			
	みずほ信託銀行	693			
	りそな銀行	127			
	資産合計		資産合計		資産合計
農業協同組合連合会		自家運用		共同運用事業	

総幹事会社名	三菱UFJ信託銀行株式会社
運用コンサルタント会社名	

(単位:百万円、%)

区分		時価金額	構成割合
バランス型運用 計		1,590	23.1%
内訳	三菱UFJ信託銀行	1,590	23.1%
国内債券パッシブ 計		—	—
国内債券その他 計		—	—
国内株式パッシブ 計		—	—
国内株式その他 計		379	5.5%
内訳	三菱UFJ信託銀行	303	4.4%
	りそな銀行	76	1.1%
外国債券パッシブ 計		96	1.4%
内訳	三菱UFJ信託銀行	96	1.4%
外国債券その他 計		1,146	16.7%
内訳	三菱UFJ信託銀行	760	11.0%
	三井住友信託銀行	254	3.7%
	第一生命保険	133	1.9%
外国株式パッシブ 計		123	1.8%
内訳	三菱UFJ信託銀行	123	1.8%
外国株式その他 計		344	5.0%
内訳	三菱UFJ信託銀行	344	5.0%
一般勘定 計		669	9.7%
内訳	第一生命保険	669	9.7%
その他		2,537	36.8%
内訳	三菱UFJ信託銀行	1,325	19.2%
	三井住友信託銀行	469	6.8%
	みずほ信託銀行	693	10.1%
	りそな銀行	51	0.7%
資産合計		6,885	100.0%

※ 自家運用及び共同運用事業に係る資産は含めない。

- 2021年3月末現在の年金資産残高は約69億円となっています。
- 政策アセットミックスは、伝統資産(内外の債券・株式)が50%、生命保険会社の一般勘定が10%、いわゆるオルタナティブ(伝統資産に属さない又は運用手法が異なるファンド)が40%という内訳となっています。事業報告書上は厚労省の区分表に従う必要があるため、実際の資産額と政策アセットミックスとの間に乖離が生じています。
- 運用機関別資産残高は、信託銀行が4社で88%、生命保険会社が1社で12%となっています。魅力があると思われるファンドを選んだ結果なので、今後の各運用機関の資産残高が固定される訳ではありません。
- 自家運用及び共同運用事業は実施していません。
- 当該事業報告は決算報告及び監査報告と共に九州厚生局長宛て届出を行います。

年金経理

貸借対照表

【金額単位：円】

(年金経理)

(令和 3年 3月 31日現在)

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(86,223,450)	(84,864,390)	(1,359,060)
流動資産	現金・預貯金	43,159,920	42,394,050	765,870
	未収掛金	43,063,530	42,470,340	593,190
		(6,885,002,247)	(6,080,401,306)	(804,600,941)
固定資産	信託資産	6,083,791,504	5,171,458,619	912,332,885
	保険資産	801,210,743	908,942,687	-107,731,944
		(0)	(317,035,750)	(-317,035,750)
基本金	当年度不足金	0	317,035,750	-317,035,750
	総合計	6,971,225,697	6,482,301,446	488,924,251

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(53,405,163)	(54,962,642)	(-1,557,479)
支払備金	未払給付費	52,650,163	54,726,742	-2,076,579
	未払移換金	755,000	235,900	519,100
		(3,661,647,000)	(3,438,752,000)	(222,895,000)
責任準備金	責任準備金	3,661,647,000	3,438,752,000	222,895,000
		(3,256,173,534)	(2,988,586,804)	(267,586,730)
基本金	別途積立金	2,671,551,054	2,988,586,804	-317,035,750
	当年度剰余金	584,622,480	0	584,622,480
	総合計	6,971,225,697	6,482,301,446	488,924,251
	財政悪化リスク相当額	0	0	0
	リスク充足額	3,256,173,534	2,671,551,054	584,622,480
	数理債務	4,374,238,000	4,159,948,000	214,290,000
	未償却過去勤務債務残高等	712,591,000	721,196,000	-8,605,000

- 資産額は6,971mとなりました。支払備金を控除した純資産額は6,918mです。

損益計算書

【金額単位：円】

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

(年金経理)

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(349,438,700)	(332,124,296)	17,314,404
給付費	老齢給付金	216,093,200	217,117,596	-1,024,396
	脱退一時金	127,243,100	111,849,300	15,393,800
	遺族給付金	6,102,400	3,157,400	2,945,000
移換金	移換金	(4,791,100)	(3,239,500)	1,551,600
		4,791,100	3,239,500	1,551,600
運用報酬等	運用報酬等	(33,879,584)	(31,310,678)	2,568,906
		33,879,584	31,310,678	2,568,906
業務委託費等	業務委託費等	(33,820,900)	(43,409,317)	(-9,588,417)
		33,820,900	43,409,317	-9,588,417
運用損失		(0)	(187,919,714)	(-187,919,714)
	信託資産に係る当期運用損失	0	187,919,714	-187,919,714
責任準備金増加額	責任準備金増加額	(222,895,000)	(244,838,000)	(-21,943,000)
		222,895,000	244,838,000	-21,943,000
当年度剰余金	当年度剰余金	(584,622,480)	(0)	584,622,480
		584,622,480	0	584,622,480
総合計		1,229,447,764	842,841,505	386,606,259

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
掛金等収入	掛金等収入	(517,490,910)	(512,635,710)	(4,855,200)
		517,490,910	512,635,710	4,855,200
運用収益	信託資産に係る当期運用収益	(711,956,854)	(13,170,045)	(698,786,809)
	保険資産に係る当期運用収益	695,664,980	0	695,664,980
		16,291,874	13,170,045	3,121,829
当年度不足金	当年度不足金	(0)	(317,035,750)	(-317,035,750)
		0	317,035,750	-317,035,750
総合計		1,229,447,764	842,841,505	386,606,259

- 前年度から一転して大幅な「運用収益(+712m)」に転じた当年度は、585mの当年度剰余金を計上することができました。代行返上事務手数料(10m)が無くなった分当年度業務委託費等が減少しています。

剰余金の処分または不足金の処理の方法を示した書類(2021年3月期)

当年度剰余金	584,622,480
当年度不足金	—

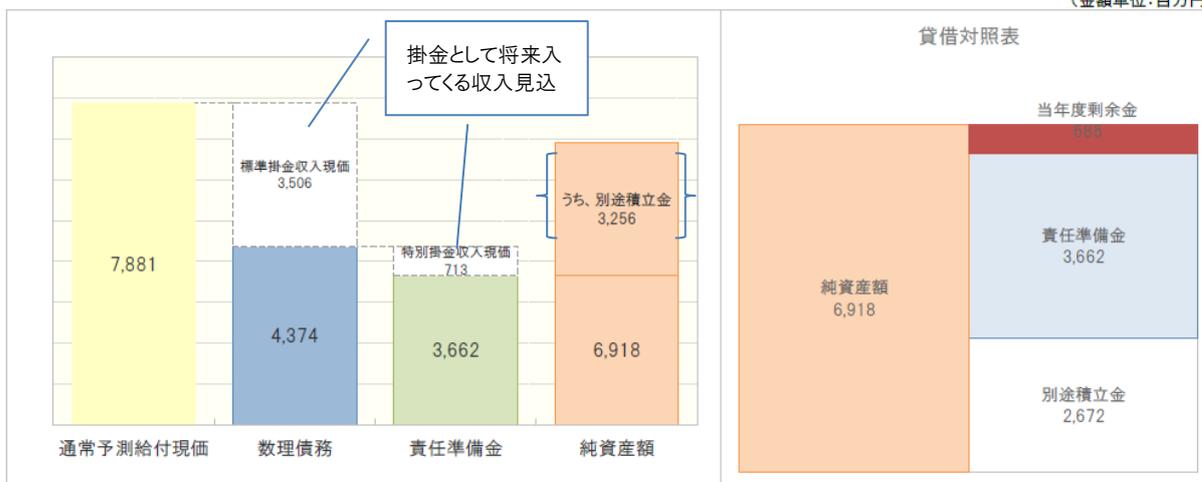
(単位：円)

	当年度末 決算計上額	当年度発生額の処分または処理		当年度の積立額または 翌年度への繰越額
		積増額(処理額)	取崩額(処分額)	
別途積立金	2,671,551,054	584,622,480	—	3,256,173,534
繰越不足金	—	—	—	—

## 【財政決算基準日(2021年3月31日)時点の財政状況】

- ・当年度末の純資産額は6,918百万円、責任準備金は3,662百万円。
- ・当年度は剰余金が585百万円発生し、翌年度に繰り越す別途積立金は3,256百万円。

(金額単位:百万円)



	当年度末	前年度末	増減額
①純資産額	6,918	6,110	808
②責任準備金	3,662	3,439	223
③別途積立金/繰越不足金(①-②)	3,256	2,672	585

- 将来の給付に必要な金額を現在価値に換算すると79億円ですが、将来の掛金収入を現在価値に換算した金額が42億円(標準掛金35億+特別掛金7億)なので、今回決算時点で留保しておかなければならない金額は差し引きで37億円となります。これを「責任準備金」と呼んでいます。資産が69億円ありますので、約32億円が剰余金(別途積立金)となります。

## 【当年度剰余金の発生要因】

- ・当年度に発生した剰余金の主な発生要因は、時価に基づく利差。

(金額単位:百万円)

発生要因	影響額 <sup>※1</sup>	比率 <sup>※2</sup>	備考
① 時価に基づく利差	555	15.2%	当期時価ベース利回り 10.99%と、財政運営上の予定利率 2.00%との差。
② 新規加入差	15	0.4%	新規加入者にかかる実績と見込みの差。
③ 将来加入者の見込差	0	0.0%	将来加入者にかかる実績と見込みの差。財政方式が開放基金方式の場合に発生。
④ 昇給差	0	0.0%	昇給の実績と見込みの差。
⑤ 脱退差等	▲ 16	▲ 0.4%	脱退の実績と見込みの差や、キャッシュバランス制度における指標の実績と見込みの差等。
計算基礎率との乖離	554	15.1%	
⑥ 標準掛金適用差	0	0.0%	財政計算の基準日と適用日異なることで発生する新旧標準掛金の差。
⑦ 特別・リスク対応掛金収入見込差	12	0.3%	加入者数または給与総額が、前年度末から増減したことにもない発生。
⑧ 特例掛金元利合計	0	0.0%	特例掛金額および利息相当。
掛金の適用差・見込差	12	0.3%	
⑨ 前年度剰余・不足にかかる利息	53	1.4%	前年度の実質的な剰余金にかかる利息相当。
⑩ 諸経費	▲ 34	▲ 0.9%	年金経理から拠出した業務委託費等。
⑪ 他会計との収支	0	0.0%	業務経理からの受入金、および業務経理等への繰入金。
年金経理上の経費・利息等	19	0.5%	
合計(当年度剰余金・不足金)	585	16.0%	

※1 プラスは剰余金、マイナスは不足金。なお、制度発足後あるいは制度変更後初回の決算である等の理由により、内訳の把握が困難な項目は「-」としている。

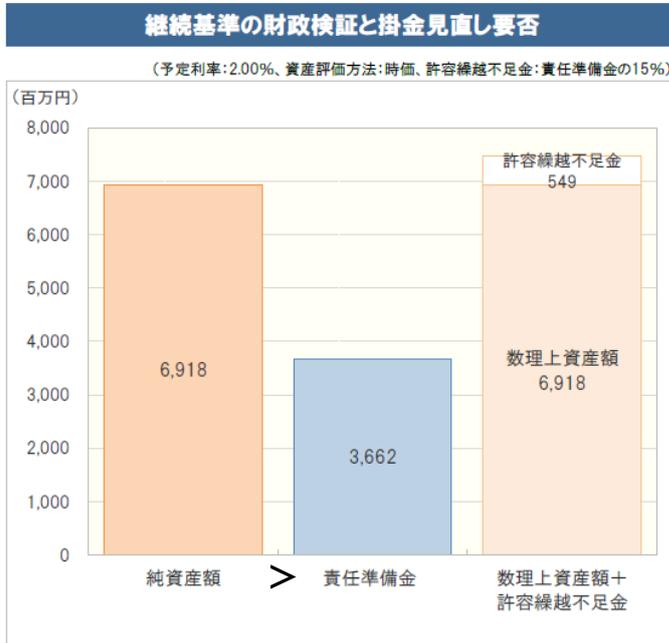
※2 「責任準備金」に対する比率。

- 剰余金585百万円のうち、利差益が555百万円を占めています。脱退差等には独自給付▲102m、キャッシュバランス制度の指標実績と見込みの差+60m等が含まれます。

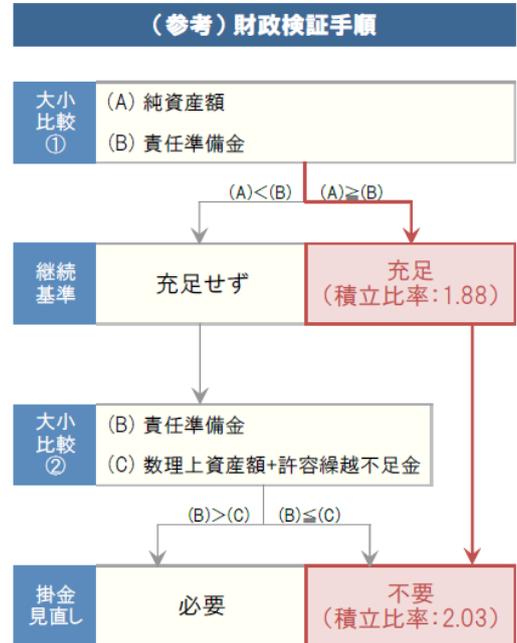
## 【確定給付企業年金の財政検証】

### 【① 継続基準の財政検証】 ⇒ OK

- ・「純資産額 $\geq$ 責任準備金」であり、継続基準を充足。
- ・掛金見直しも不要。ただし、定例再計算に基づく、掛金の再算定が必要。

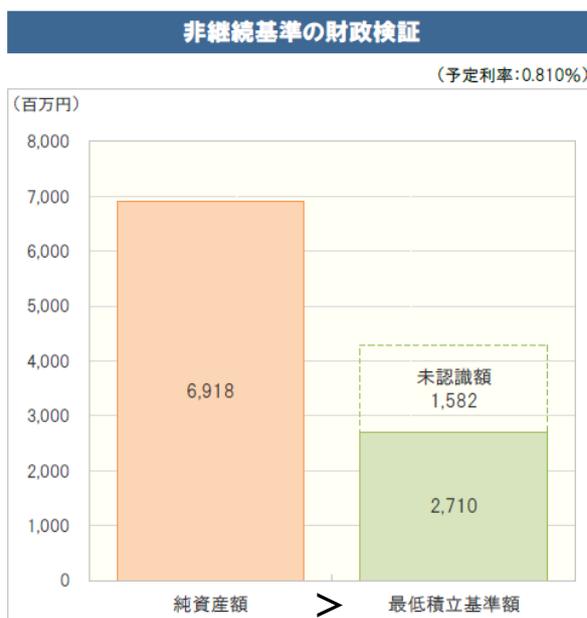


※「許容繰越不足金」とは、責任準備金に対する積立不足が発生しても掛金の見直しを要しない範囲として定めた額。



### 【② 非継続基準の財政検証】 ⇒ OK

- ・「純資産額 $\geq$ 最低積立基準額」であり、非継続基準を充足。
- ・追加掛金計算は不要。



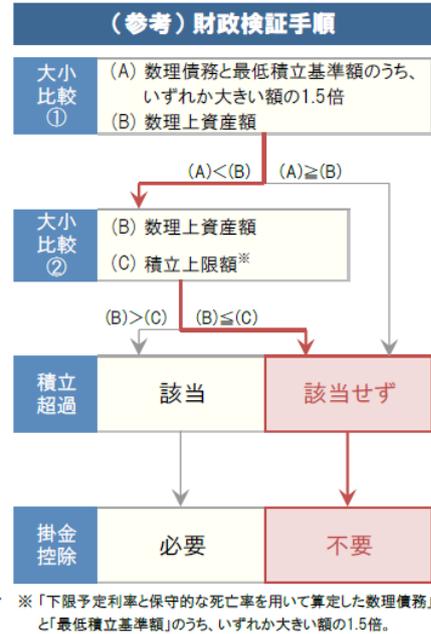
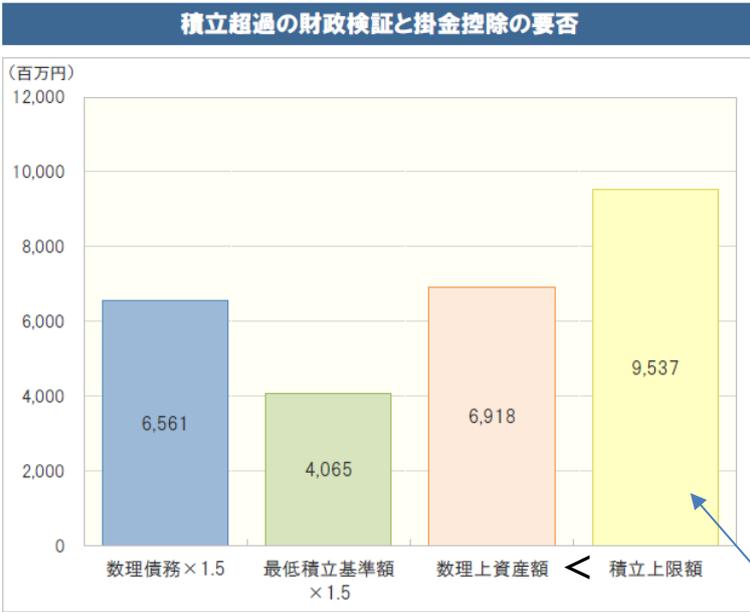
※「未認識額」とは、過年度の給付増額等や厚生年金基金からの移行に伴い発生した最低積立基準額のうち、財政検証時点で債務認識する必要のない額。



- 未認識額を加えても、積立比率は1.61 $\geq$ 1.00となります。

【③ 積立超過の財政検証】 ⇒ OK

- ・「数理上資産額 > 数理債務と最低積立基準額のうち、いずれか大きい額の1.5倍」となっている。
- ・ただし、「数理上資産額 ≤ 積立上限額」であり、積立超過には該当せず、掛金控除は不要。



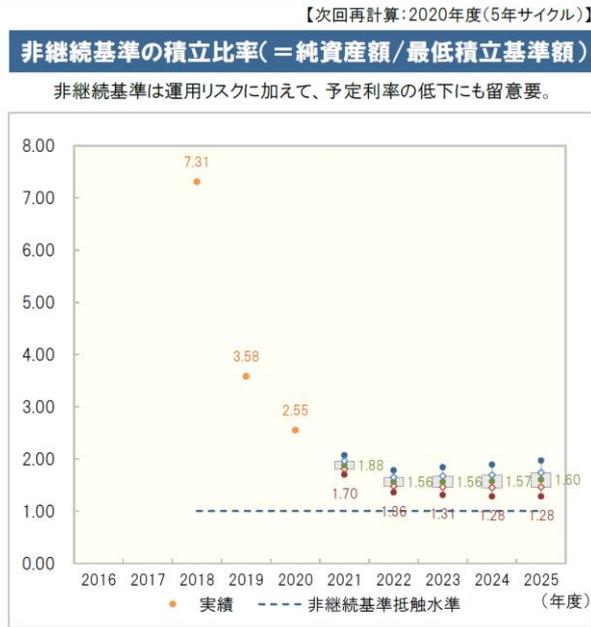
- 積立上限額は、下限予定利率(▲0.1%)と保守的な死亡率を用いて算定した数理債務 × 1.5倍の額です。

【積立比率の今後の推移予測(シミュレーション)】

- 運用環境が悪い状況が続いたとしても、財政検証に抵触しないという結果。
- ・ 5%点であっても、今後5年間程度は純資産額が責任準備金及び最低積立基準額を上回る見込みであり、一定の余裕を持った状態であるといえます。



5%点の継続基準 1.47 ≥ 1.00



5%点の非継続基準 1.28 ≥ 1.00

## 【積立比率の将来予測の計算前提】

- ・ 決算基準日を起点として、年金財政の今後の見通しをシミュレーション。
- ・ 非継続基準の予定利率(30年国債の過去5年平均)は低下傾向。

### 掛金・給付・債務

#### 【掛金・給付】

- ・ 掛金額、給付額は、財政決算に用いた掛金率および計算基礎率で算出。ただし、当年度以前の非継続基準財政検証に基づく特例掛金は織り込んでいる。
- ※ 将来の財政検証結果や定例財政再計算に基づく掛金見直しは織り込んでいない。

#### 【責任準備金】

- ・ 掛金額・給付額・予定利率による「転がし計算」で算出。

#### 【最低積立基準額】

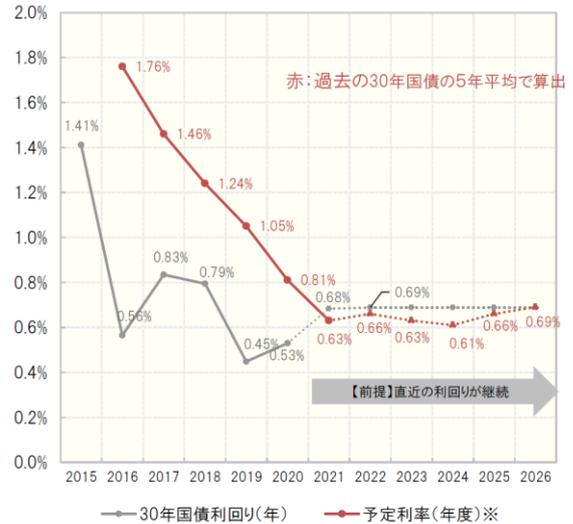
- ・ 数理債務の増加率をもとにした簡易的な手法で算出。
- ・ 2021年4月における30年国債利回りが将来的に継続するものとして、予定利率の変動を織り込む。
- ・ 告示の率に0.5%の間で加減している場合は織り込む。
- ※ 右グラフの予定利率(年度)は0.5%の間で加減する前の原則の率。

#### 【ご留意事項】

- ・ 将来の財政再計算、死亡率改定は織り込んでいない。

### 非継続基準の予定利率低下

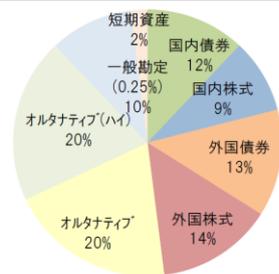
最低積立基準額算定用予定利率の推移



- 予定利率が低下すると、他の条件が同じであっても資産の積み上がりは遅くなり、積立比率を下に引っ張る要素となります。今年度は0.81%ですが、今後は0.6%台に低下の見込みです。当基金発足時は、この予定利率が0.00%になっても積立比率 $\geq 1.00$ になるよう別途積立金を残してスタートしています。

- ・ 「政策アセットミックス」および「金融変数(弊社中期推計)」から算定される収益率をもとに資産額を算定。
- ・ 期待収益率(コスト控除後)は、予定利率と同水準。

### 政策アセットミックスと金融変数



期待収益率	3.1%
(コスト控除後)	2.0%
標準偏差	6.0%

運用報酬:0.52%、業務委託費等:0.52%

#### 【金融変数(弊社中期推計)】

資産クラス	期待収益率	標準偏差	相関係数							
			1	2	3	4	5	6	7	8
1 国内債券	0.05%	1.91%	1.00	-0.33	-0.04	-0.22	-0.03	0.06	0.00	0.10
2 国内株式	5.50%	17.35%	-0.33	1.00	0.42	0.73	0.32	0.22	0.00	-0.21
3 外国債券	0.90%	9.30%	-0.04	0.42	1.00	0.59	0.14	0.15	0.00	-0.07
4 外国株式	7.30%	19.10%	-0.22	0.73	0.59	1.00	0.43	0.36	0.00	-0.16
5 オルタナティブ	3.00%	6.00%	-0.03	0.32	0.14	0.43	1.00	0.27	0.00	-0.17
6 オルタナティブ(ハイ)	4.00%	8.00%	0.06	0.22	0.15	0.36	0.27	1.00	0.00	-0.09
7 一般勘定(0.25%)	0.25%	0.00%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00
8 短期資産	-0.08%	0.04%	0.10	-0.21	-0.07	-0.16	-0.17	-0.09	0.00	1.00

### 平均収益率(コスト控除後)



- 平均的な収益率(50%点)は2.0%
- 5%の確率で、1年間の収益率が-7.9%以下になる
- 5%の確率で、3年間の平均収益率が-3.7%以下になる
- 5%の確率で、5年間の平均収益率が-2.4%以下になる

- 各資産の期待収益率が中期推計どおりで推移すれば、平均的な収益率(50%点)となります。大きく上振れる場合(+95%点)、大きく下振れる場合(▲95%点)をそれぞれ表示しています。▲95%点の積立比率が基準を超えているかがポイントとなります。

## 【まとめ】

### 1. 当年度の財政状況について

- ・ 今回の財政決算において当年度剰余金が585百万円発生しました。別途積立金が3,256百万円となりました。
- ・ なお、当年度剰余金の主な発生要因は、以下の通りです。

#### 【剰余金の主な発生要因】

①時価に基づく利差(予定利率:2.0%、時価ベース利回り:10.99%)	555百万円
②前年度の剰余金にかかる利息	53百万円
③キャッシュバランスプラン再評価差(予定:2.0% 実績:0.0%)	60百万円

#### 【不足金の主な発生要因】

①独自給付発生による差損	102百万円
--------------	--------

### 2. 当年度の財政検証結果について

継続基準、非継続基準ともに充足しています。

### 3. 年金財政に関する助言

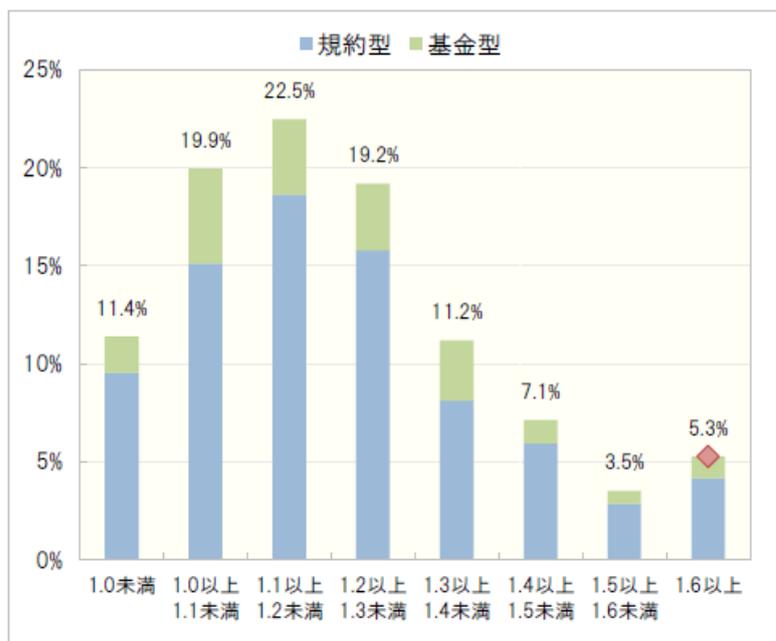
- ・ 財政決算では年度末において潤沢な実質的な剰余金があることから、健全な財政状況であることが伺えます。
- ・ 年金財政の見直しによると運用環境が悪化した場合でも非継続基準に充足する見立てであることが確認できます。
- ・ なお、年度末での財政再計算の適用日(2022/4/1)から、新財政運営基準が適用されます。

## 【他の確定給付企業年金との比較】

(2020/3～2021/2 決算の三菱UFJ信託総幹事先)

(1) 継続基準 (◆が当基金)

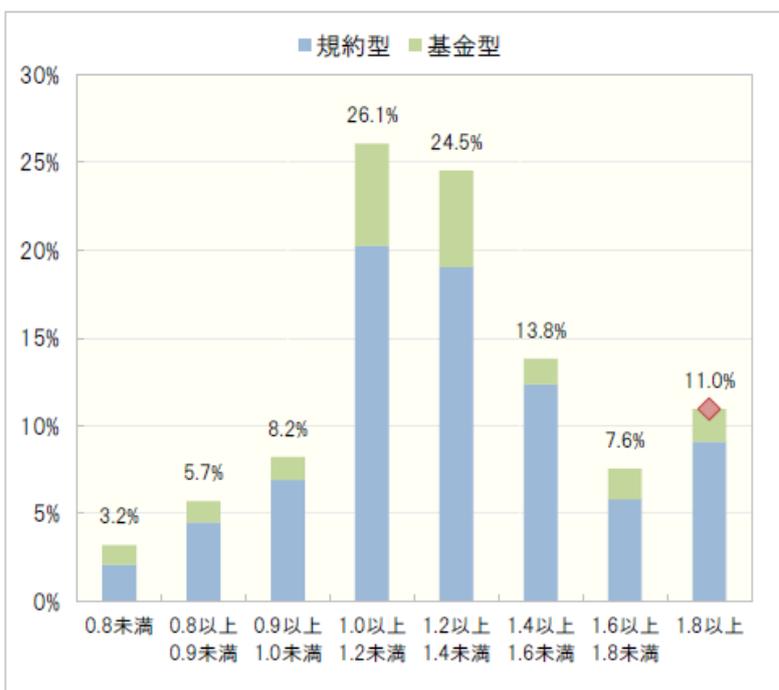
### 積立比率(=純資産額/責任準備金※)



全体平均	基金型	規約型	お客様
1.24	1.22	1.25	1.88

(2) 非継続基準 (◆が当基金)

**積立比率(=純資産額/最低積立基準額)**



全体平均	基金型	規約型	お客様
1.38	1.39	1.37	2.55

- 積立比率は、継続基準・非継続基準ともに最上位のグループに入っています。

(3) 予定利率 (◆が当基金)

**予定利率\***



※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率。

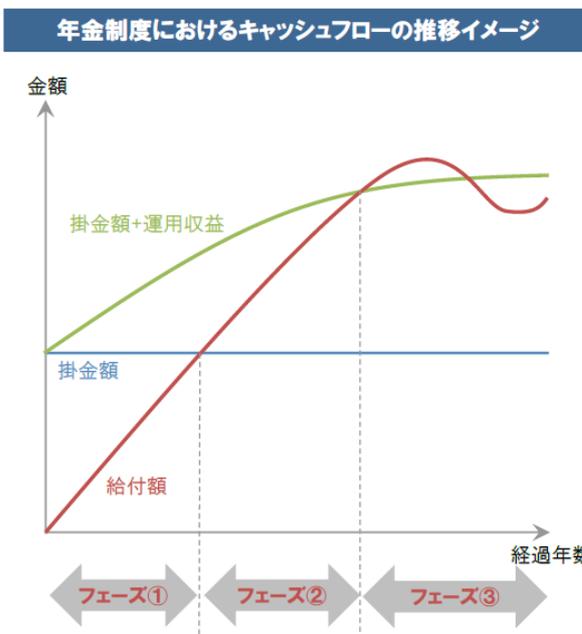
全体平均	基金型	規約型	お客様
2.28%	2.17%	2.30%	2.00%

- 予定利率は、平均値より若干低めに位置しています。

(4) 成熟度 (◆が当基金)



- 成熟度は、時間が経てば自然と上がってきますが、a.人数ベースでは受給者/加入者はまだ2割程度、b.掛金収入のうち給付で支出される割合は7割弱で、単年度では掛金の3割と運用収益で基金の資産拡大が見込めます。他基金との比較でも相対的に低い成熟度であることが伺えます。下図のイメージではフェーズ①(掛金>給付)に位置するとご理解ください。



**資産運用への影響**

フェーズ	資産運用への影響
①	<p>【掛金額&gt;給付額】⇒ 成熟度「低」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付は掛金のみで賄うことができ、年金資産を取り崩す必要がない。</li> <li>流動性に配慮しすぎる必要はなく、ハイリスク資産や低流動性資産への投資も可能な段階。</li> </ul>
②	<p>【掛金額+運用収益&gt;給付額】⇒ 成熟度「中」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掛金全額を充当しても給付を賄えないため、運用収益の一部を充てる必要がある。</li> <li>安定した運用収益を確保できるような投資を行うべき段階。</li> </ul>
③	<p>【掛金額+運用収益&lt;給付額】⇒ 成熟度「高」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の一部を取り崩して給付を賄わなければならない。</li> <li>ハイリスク資産や低流動性資産への投資は控えるべき段階。</li> </ul>

## 【ご参考】財政再計算予測

(P.9～16は、年金財政助言契約に基づく栗田年金数理人作成資料より抜粋)

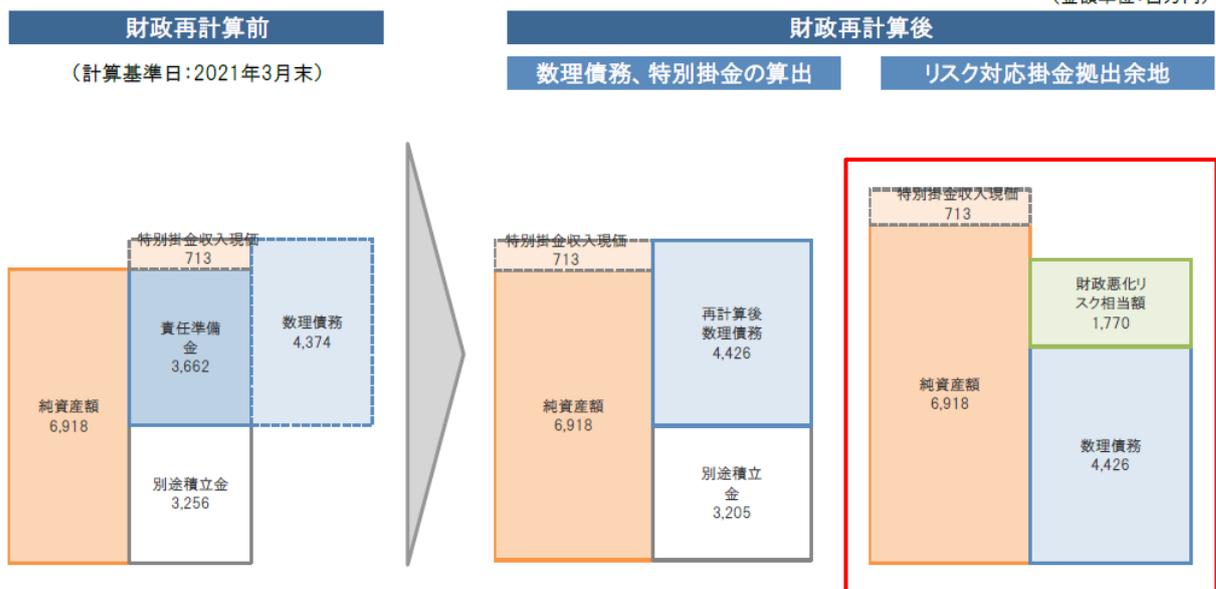
- 2021年3月末基準で、5年に1回掛金を見直す「財政再計算」が行われます。
- 現時点における概算予測計算結果は以下のとおりで、掛金の変動はありません。
- 再計算報告書は9月に三菱UFJ信託銀行から提供される予定です。

### 【計算の前提】

基準死亡率改正の影響	標準掛金	影響がないものとした。																																										
	数理債務	受給権者数理債務の3.7%増加するものとした。																																										
基準死亡率以外の計算基礎率		現行計算基礎率どおりとした。																																										
別途積立金・繰越不足金の取り扱い		別途積立金は52百万円取崩すものとした。																																										
財政悪化リスク相当額	価格変動リスク	<p>標準算定方法に準じた方法で概算しました。(精緻計算では算定方法が異なる可能性があります。)</p> <p>なお、当概算では、資産区分ごとの資産額は、純資産額に、政策アセットミックスにおける資産構成割合を乗じて簡易的に算出しました。</p> <p>価格変動リスクは、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産区分</th> <th colspan="6">リスク係数が定められている資産</th> <th rowspan="2">その他資産</th> <th rowspan="2">資産合計(給付現価)</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>一般勘定</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資産額</td> <td>830</td> <td>623</td> <td>899</td> <td>968</td> <td>692</td> <td>138</td> <td>4,151</td> <td>6,918 (7,932)</td> </tr> <tr> <td>②リスク係数</td> <td>5%</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>50%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①×②</td> <td>42</td> <td>311</td> <td>225</td> <td>484</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,062</td> <td>1,770</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(金額単位:百万円)</p>	資産区分	リスク係数が定められている資産						その他資産	資産合計(給付現価)	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	①資産額	830	623	899	968	692	138	4,151	6,918 (7,932)	②リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			①×②	42	311	225	484	0	0	1,062	1,770
	資産区分	リスク係数が定められている資産						その他資産	資産合計(給付現価)																																			
国内債券		国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産																																						
①資産額	830	623	899	968	692	138	4,151	6,918 (7,932)																																				
②リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%																																						
①×②	42	311	225	484	0	0	1,062	1,770																																				
負債変動リスク	見込まないこととした。																																											

- ・ 財政再計算での掛金水準は不変です。
- ・ 予定死亡率の改定により増加した受給者数理債務52百万円を別途積立金の一部で吸収します。
- ・ 一定の前提で計算した財政悪化リスク相当額だと、リスク対応掛金の拠出余地はありません。

(金額単位:百万円)



死亡率改訂を織り込み保守的な見込として受給者数理債務3.7%増加  
 数理債務 4,374m ⇒ 4,426m (+52m)  
 別途積立金 3,256m ⇒ 3,205m (▲52m)

純資産額 + 特別掛金収入現価 >  
 数理債務 + 財政悪化リスク相当額

## 新財政運営基準の施行の背景

- 従前は、企業業績が良く積立余力があっても「年金財政上積立余剰」では拠出ができず、業績が悪く積立が苦しくても「年金財政上積立不足」となれば強制的に掛金拠出が必要でした。
- そこで 20 年に 1 度発生すると見積られる「財政悪化リスク相当額」を算定し、年金財政上の支出に組み込むことで、潜在的なリスクに備えた「事前拠出」(リスク対応掛金)を可能にした訳です。

### 新基準

潜在的なリスクに備えた事前拠出 ⇒ 可

リスク対応掛金収入現価	財政悪化リスク相当額
純資産額	通常予測給付現価
特別掛金収入現価	
標準掛金収入現価	

財政悪化リスク相当額で支出を膨らませ、純資産を超える部分を掛金拠出出来るようにした。財政悪化リスク相当額を組み入れても純資産に届かない場合は追加の掛金拠出はできない。

リスク対応掛金収入現価(見込み額)まで拠出することで、純資産が積み上がり、財政悪化リスク相当額程度の不足が発生しても積立不足にならなくなる！

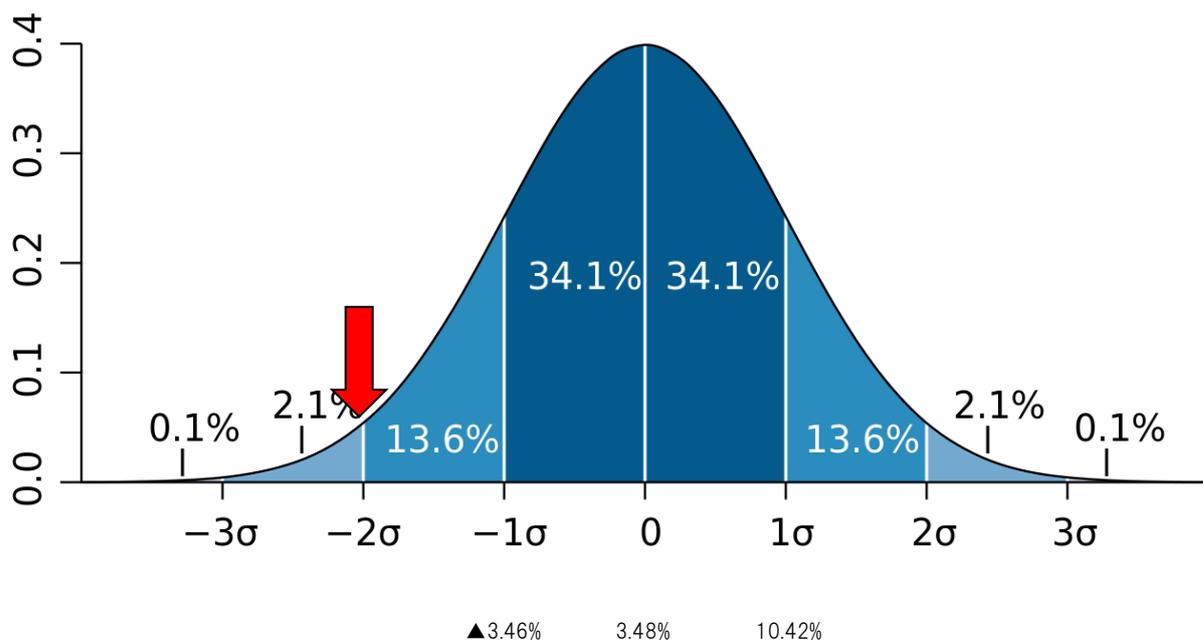
## 財政悪化リスク相当額の算定方法（特別算定方法）

**財政悪化リスク相当額 = 価格変動リスク(必須) + 負債変動リスク(必須ではない)**

- 負債変動リスクの代表格は「予定利率の低下」ですが、当基金の予定利率2%は他基金の状況を見ても平均値以下となっており、当面変更の必要はないと考えますので、価格変動リスクのみ考慮することとします。
- さて、20 年に 1 度発生すると見積られる価格変動リスク係数は、厚労省が伝統資産について定めています。年金資産の額に以下のリスク係数を乗じることで財政悪化リスク相当額を求めます。

**リスク係数：国内債券 5%、国内株式 50%、外国債券 25%、外国株式 50%、一般勘定 0%、短期資産 0%**

- しかしながら、オルタナティブ投資商品については、別途信頼できる手法を用いて個々に決定する必要があります。



- 上の図は、一般的な説明に使われるリスク(標準偏差 $\sigma$ )の正規分布グラフです。当基金の2021年度期待収益率は3.48%、リスク(標準偏差)は6.94%ですが、0の点が3.48%で、上下1 $\sigma$ (シグマ)の幅が6.94%、すなわち、▲3.46%~+10.42%の間に68.2%の確率で収まるとことを意味します。昨年度の期待リターン・リスクは当年度と大差ないので、昨年度運用実績11.53%は1 $\sigma$ をちょっと超えた地点での着地ということになります。
- さて、20年に1度ということは100年に5度すなわち▲95%点となり、テールバリュアットリスク(T-VaR)という手法で、個別商品の標準偏差 $\sigma \times 2.06$ をそれぞれの商品のリスク係数とします。商品残高にリスク係数を乗じて財政悪化リスク相当額を算出します。

資産区分	リスク係数が定められている資産(百万円)						小計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	
時価総額①	211	795	1,667	892	669	114	4,348
構成割合	3.1%	11.6%	24.2%	13.0%	9.7%	1.6%	63.2%
リスク係数②	5%	50%	25%	50%	0%	0%	-
①×②	11	398	417	446	0	0	1,271

資産区分	その他資産(百万円)					小計	合計
	ヘッジファンド	その他資産 (36.8%) $\geq$ 20% 不動産+その他 (5.8%) $<$ 20%	不動産	その他	小計		
時価総額①	2,135		77	325	402	2,537	6,885
構成割合	31.0%		1.1%	4.7%	5.8%	36.8%	100.0%
リスク係数②	各ファンド毎に標準偏差 $\times 2.06$ でリスク係数を算出し時価総額に掛けて相当額を算出する。③		その他にかかる補正値 $6,885 / (4,348 + 2,135) = 1.06$			-	-
①×②			$(1,271 + ③) \times 1.06 = ④$		1.06	-	④

- 当基金資産6,885百万円のうち、リスク係数が定められている資産額は4,348百万円で、その部分の財政悪化リスク相当額は1,271百万円です。
- 当基金では「その他資産額」が2,537百万円(36.8%)と、20%を超えているので、特別算定方法を探らざるを得ない決まりとなっています。その他資産の中でも2,135百万円とウ

エイトの高いヘッジファンドについて、各ファンドごとの標準偏差を求め、それぞれ 2.06 倍してファンドごとのリスク係数を決定し、ファンドごとの財政悪化リスク相当額を計算し合計します。不動産+その他の部分は 402 百万円(5.8%)で、20%未満なので、標準的な算定方法に準じ、その他にかかる補正値を算定します。

- リスク係数が定められている資産の財政悪化リスク相当額 1,271 百万円にヘッジファンドの財政悪化リスク相当額合計を足した額に補正値(1.06)を掛けることで、基金全体の財政悪化リスク相当額が計算されます。
- ヘッジファンドごとのリスク係数及び財政悪化リスク相当額については受託運用機関から標準偏差の提供を受け、総幹事受託行からまとめて報告を受けることとなっています。
- 当基金では、「リスク対応掛金」の拠出余地はありません(財政悪化リスク相当額を組み入れても、純資産に届かない)。これは、既に大幅な運用環境悪化に対応できる資産(別途積立金)が手当てされていることを意味します。
- 従って、財政悪化リスク相当額の計算は、当基金にとっては単に「新財政運営基準」に決められた計算を行って厚生労働省の承認を得る手続きという意味合いしかありません。

➤ 厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法に該当する場合は、**特別算定承認の申請**が必要。  
 ⇒右記②(2ヶ月程度審査期間を要する)(具体的な承認要否のパターンは下表参照)

<スケジュール例:3月決算先の場合>

【パターンA:現行の資産構成比に基づき財政悪化リスク相当額を算定する場合】



項番	リスク対応掛金の拠出	資産構成割合の変更 <sup>※1</sup>	その他資産の割合	財政悪化リスク相当額算定方法		厚生労働大臣の承認要否 <sup>※2</sup>
				算定用資産構成比	算定方法	
1	拠出しない	-	20%未満	現行アセットミックス	標準算定方法	否
2			20%以上	現行アセットミックス	特別算定方法(当社推奨案① <sup>※3</sup> )	要

※3 当社推奨案①:ヘッジファンドおよびバランスファンドにかかるリスク係数を運用商品ごとに算定する方法

## 業務経理（業務会計）

### 貸借対照表

【金額単位：円】

（業務経理業務会計）

（令和 3年 3月 31日現在）

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(809,010,138)	(752,658,060)	(56,352,078)
流動資産	現金・預貯金	800,397,432	744,163,992	56,233,440
	未収事務費掛金	8,612,706	8,494,068	118,638
固定資産		(312,900)	(312,900)	(0)
	器具及び備品	312,900	312,900	0
繰延勘定		(1,129,039)	(1,517,839)	(-388,800)
	前払金	1,129,039	1,517,839	-388,800
総合計		810,452,077	754,488,799	55,963,278

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
		(2,781,460)	(2,787,578)	(-6,118)
流動負債	預り金	23,174	12,828	10,346
	引当金	2,305,053	2,303,898	1,155
	未払金	453,233	470,852	-17,619
基本金		(807,670,617)	(751,701,221)	(55,969,396)
	基本金	312,900	312,900	0
	繰越剰余金	751,388,321	698,662,315	52,726,006
	当年度剰余金	55,969,396	52,726,006	3,243,390
総合計		810,452,077	754,488,799	55,963,278

- 厚生年金基金時代を含め 34 年間の積み重ねである余裕金は定期預金で運用しています。「前払金」は、事務所借料(4月分)と、独自給付ソフト(5年均等償却)の未償却残高を計上。「未払金」は、3月に発生する支払のうち4月以降に実際に支払った金額を計上しています。

現預金		前払金	
	金額(円)		金額(円)
現金	0	独自給付ソフト	(388,800)
普通預金(3行)	109,010,138	償却額	777,600
定期預金(3行)	700,000,000	未償却残高	351,439
合計	809,010,138	事務所借料	351,439
		合計	1,129,039

未払金	金額(円)	内容	未払金	金額(円)	内容
未払雑費	7,579	口座振替手数料・収納事務手数料	未払印刷製本費	25,802	3月分コピーカウンター料
	66,652	3月分後納郵便料金	未払光熱水料	9,513	3月分電力使用量
未払通信運搬費	3,520	3月分プロバイダー料	社会保険料未払金	236,492	3月分(健・厚・児・基)事業主負担分
	32,758	3月分荷物送料		44,190	(労・雇)事業主負担分(確定>概算)
未払代議員会通信運搬費	1,950	3月分後納郵便料金	未払時間外手当	18,837	3月分超過勤務
未払雑役務費	5,940	3月分オフィス365	合計	453,233	

### 損益計算書

【金額単位：円】

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

(業務経理業務会計)

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
事務費	役職員給与	14,210,702	14,498,100	-287,398
	役職員諸手当	7,875,405	7,845,549	29,856
	旅費	212,560	1,760,190	-1,547,630
	退職手当引当費	426,041	1,991,000	-1,564,959
	需用費	14,551,858	14,373,606	178,252
	会議費	0	126,705	-126,705
代議員会費	代議員旅費	451,000	482,000	-31,000
	代議員会需用費	12,550	20,528	-7,978
	代議員会会議費	59,372	137,283	-77,911
業務委託費等	業務委託費等	330,000	0	330,000
繰入金	福祉事業会計への繰入金	7,293,322	7,039,616	253,706
雑支出	雑支出	2,177,257	1,579,002	598,255
剰余金	当年度剰余金	55,969,396	52,726,006	3,243,390
総合計		103,569,463	102,579,585	989,878

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
掛金収入	事務費掛金収入	103,498,182	102,527,142	971,040
雑収入	受取利息及び配当収入	71,281	52,443	18,838
総合計		103,569,463	102,579,585	989,878

- コロナの影響で「旅費」が大幅に減少しました。また、新規引当対象者が集中した前年度に比して「退職手当引当費」も減少しています。
- 当年度で金額の大きな項目は、「役職員給与・役職員諸手当」(合計で 22 百万円)、「需用費」(14 百万円)、「福祉事業会計への繰入金」(7 百万円)ですが、内訳は以下のとおりです。

役職員給与・諸手当		R2/04~R3/03 ①	1月当り(①÷12)	1月(一人当たり)
役員	役員給与(1名)	4,392,000	366,000	366,000
	役員諸手当	2,456,880	204,740	204,740
	賞与(2回)	1,711,050	142,588	142,588
	小計	8,559,930	713,328	713,328
職員	職員給与(4名)	9,818,702	818,225	204,556
	職員諸手当	643,873	53,656	13,414
	賞与(2回)	3,063,602	255,300	63,825
	小計	13,526,177	1,127,181	281,795
合計		22,086,107	1,840,509	368,102

需用費	R2/04~R3/03 ①	1月当り(①÷12)	内容
備品費	314,380	26,198	アクリルパーテーション他
消耗品費	313,875	26,156	新聞、封筒、トナー等
印刷製本費	300,310	25,026	コピー代等
通信運搬費	1,291,562	107,630	郵便、電話、交通費等
光熱水料	119,727	9,977	電気代等
借料損料	5,202,762	433,564	事務所借料、PCJ-ス等
	(4,547,268)	(378,939)	(事務所・倉庫借料 87%)
厚生費	137,735	11,478	健康診断他
社会保険料負担金	3,608,919	300,743	厚年・健保・児童他
雑役務費	3,262,588	271,882	
	(304,400)	(25,366)	(パート賃金)
	(652,800)	(54,400)	(独自給付導入・保守)
	(660,000)	(55,000)	(法律顧問)
	(441,024)	(36,752)	(月例監査)
	(264,000)	(22,000)	(基金HP保守料)
	(213,840)	(17,820)	(清掃管理)
	(587,400)	(48,950)	(経理システム導入・保守)
合計	14,551,858	1,212,655	

## 業務経理（福祉事業会計）

### 損益計算書

【金額単位：円】

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

（業務経理福祉事業会計）

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
事務費		(3,201,362)	(2,745,206)	(456,156)
	需用費	3,201,362	2,745,206	456,156
福祉事業費		(4,000,000)	(4,221,370)	(-221,370)
	福祉給付金	4,000,000	4,060,000	-60,000
	諸謝金	0	161,370	-161,370
雑支出		(91,960)	(73,040)	(18,920)
	雑支出	91,960	73,040	18,920
総合計		7,293,322	7,039,616	253,706

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
受入金		(7,293,322)	(7,039,616)	(253,706)
	業務会計からの受入金	7,293,322	7,039,616	253,706
総合計		7,293,322	7,039,616	253,706

- 当基金における福祉事業は、基金規約第 101 条に以下のとおり定められています。

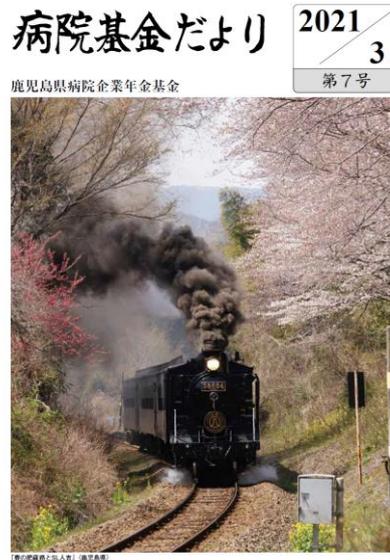
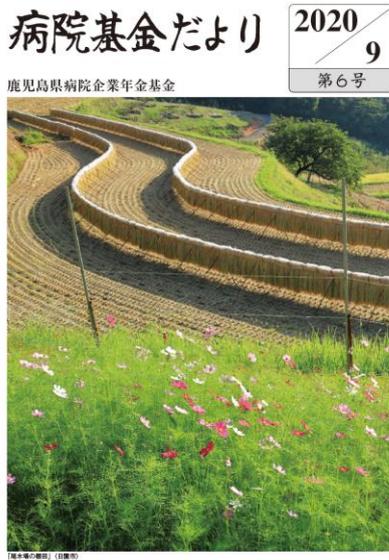
第101条 基金は、加入者等の福祉を増進するため、次の福利及び厚生に関する事業を行う。

- (1) 加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給
  - ア. 成人祝
  - イ. 結婚祝金
  - ウ. 就学祝金
  - エ. 死亡弔慰金
- (2) 加入者に対する災害見舞金の支給
- (3) 加入者等への広宣活動

- 「需用費」は広報誌の発行費用(加入者等への広宣活動)。「福祉給付金」は慶弔金の支給に充当しています。
- それぞれの内訳は以下のとおりです。

需用費	R2/04~R3/03 (円)	内容
印刷製本費	2,719,255	基金だより×2、年金時代×2
通信運搬費	482,107	郵便、送料
小計	3,201,362	

福祉事業費		R2/04~R3/03 (円)	人数(人)	1月当り(円)
福祉給付金	成人祝記念品	125,000	25	10,417
	結婚祝金	1,950,000	195	162,500
	就学祝金	1,845,000	369	153,750
	死亡弔慰金	80,000	4	6,667
小計		4,000,000	593	333,333



## 年金時代 秋

いきいきライフの広報誌

- ▶ あなたは損していませんか?  
「扶養親族等申告書」を提出して控除を受けましょう!



## 年金時代 春

いきいきライフの広報誌

- ▶ 偶数月は年金が支払われる月!  
日本年金機構からお知らせが来るのはいつごろ?



【監事意見書】

鹿児島県病院企業年金基金の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第3事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類及び事業報告書について、合意された手続業務の実施結果報告書を補完的資料として利用しながら監査を行った結果、これらの財務諸表は、令和3年3月31日現在の財務状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しているものと認められ、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令に準拠しているものと認められた。

令和3年7月12日

鹿児島県病院企業年金基金

監事 東久 勇一

監事 土橋 美子

## (報告事項)

### 報告第1号 理事長専決処分について

確定給付企業年金法施行令第12条第4項で、「理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。」とされ、同条第5項で「理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。」とされています。

#### (1) AUPの実施に係る契約締結

- 「いちご公認会計士共同事務所」と、2021年3月31日付で「合意された手続業務契約書(2021年度)」を締結しました。
- 単年度契約ですが、各年度毎に厚労省より指定された手続業務範囲が異なってくるため、自動更新ができません。手続内容以外は従前の契約と同様となります。(手続内容は報告第4号をご参照ください。)

#### (2) 押印を求める手続の見直しについて

##### 【監事監査規程の様式変更】

- 2020年12月25日付で、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第208号)」等が交付され、行政手続上、押印が求められている書類のうち、確定給付企業年金法の改正が必要なものを除き押印義務が廃止されました。(同日付で通知、事務連絡も発出されました)

本改正に伴う、「企業年金基金監事監査規程要綱」の様式1～3の改定に対応し、当基金の監事監査規程の様式部分を見直しており、監事の押印を廃止し自署としました(通知に準拠)。押印欄の削除と受付印の表現変更のみですので様式の添付は省略します。

##### 【理事会・代議員会議事録】

- また、事務連絡に対応し、理事会・代議員会議事録の署名についても同様に押印を廃止し自署としました。

##### 【従前どおり記名押印を求める規程】

- ① 代議員選挙執行規程、② 選定代議員選出規程、③ 役員選挙執行規程  
… 選挙録、投票録への記名押印
- ④ 財務及び会計規程 … 出納員の引継書等への記名押印、契約書への記名押印、小切手への記名押印

### 【基金帳票関係】

- 基金への提出帳票のうち、事業主に手続結果の検証手段が確保されている下記帳票については、事業主の押印を省略できることとしました。

帳票名	備考
加入者資格取得届	帳票No.U11345
加入者資格喪失届	帳票No.U11349
加入者氏名変更届	帳票No.特9972
加入者の基礎年金番号届	帳票No.U12052
加入者に関する訂正届	帳票No.U11354-1
標準報酬(給与)・賞与の訂正届	帳票No.U11354-2
異動通知書取消届	帳票No.U11354-4
異動年月日の訂正届	帳票No.U11354-5
標準報酬変更届	帳票No.U11351
CD届出データの総括表	標準報酬変更をデータでご提出の場合

- また、掛金請求時の「納入告知書」は厚生年金基金時代には様式として定められていたものの、確定給付年金法には細かな規定はありません。厚生年金基金の「納入告知書」は昨年末の改正通知により理事長印の押印欄が削除されており、法令上の規定がない確定給付企業年金においては理事長印の押印省略は可能と考え、当基金においても理事長印の押印を省略することとしました。

### 【年金数理人の押印】

- 2021年5月12日付で、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が参議院本会議にて可決されたことにより、確定給付企業年金法に関する改正として、2021年9月1日付で、年金数理関係書類(行政宛提出書類)への年金数理人の押印も不要となりました。

確定給付企業年金法の改正内容(施行日2021年9月1日)

改正後	現行
<p>(年金数理関係書類の年金数理人による確認)</p> <p>第97条 この法律に基づき事業主等(略)又は連合会(略)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、<b>記名した</b>ものでなければならない。</p> <p>2(略)</p>	<p>(年金数理関係書類の年金数理人による確認)</p> <p>第97条 この法律に基づき事業主等(略)又は連合会(略)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、<b>署名押印した</b>ものでなければならない。</p> <p>2(略)</p>

- 基金規約に同条文が引用されているため、下記のとおり規約変更を行うこととしました。

新旧対照条文

新	旧
<p>(年金数理関係書類の年金数理人による確認)</p> <p>第107条 基金が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、<b>記名</b>したものでなければならない。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(年金数理関係書類の年金数理人による確認)</p> <p>第107条 基金が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)に提出する規則第116条第1項各号に<u>規定する</u>年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、<b>署名押印</b>したものでなければならない。</p>

### (3) 実施事業所の全喪について

- 令和3年5月1日付で、実施事業所「医療法人本木下クリニック」の経営譲渡による全喪届を受理しました。最終的な加入者は3名で基金財政への影響はありません。

## 報告第2号 業務概況の周知について

業務概況は、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条により、「**加入者**」に対して「**毎事業年度1回以上**」、以下の全ての事項を**周知**させなければならないとされています。

なお、「加入者以外の者であつて給付の支給に関する義務を負っているもの」に対する周知は法令上努力義務とされていますが、規約において義務としている場合は周知する必要があります。

当基金では、基金規約第104条第3項で、「基金は、周知事項について、加入者以外の者であつて基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。との努力義務規定としています。

- 当基金では、加入者向け広報誌「病院基金だより」に掲載して交付する方法と、基金のホームページに掲載して、加入者及び受給権者が常時閲覧できる方法を組み合わせています。

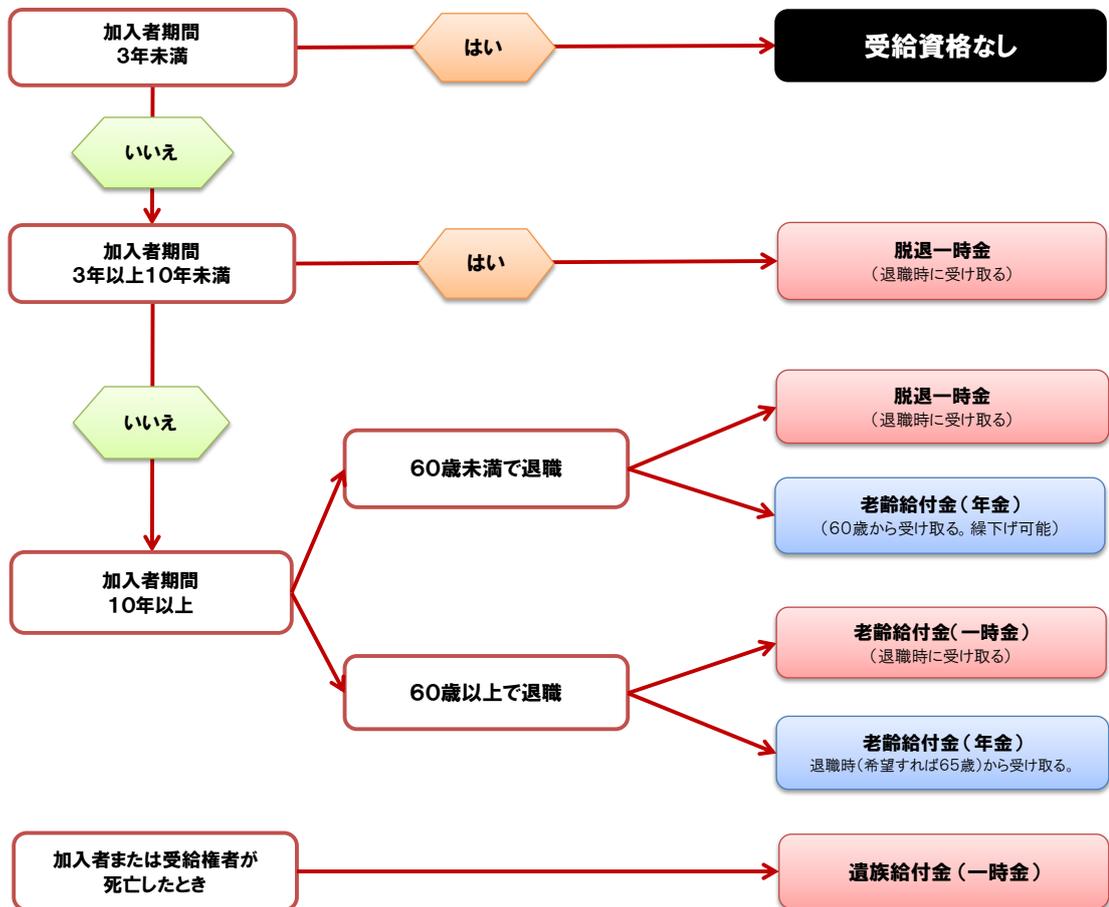
# 鹿児島県病院企業年金基金の業務概況

## 1. 制度の概要について

(2021年3月31日現在)

(給付の設計)

支給要件			給付種類	給付の内容	支給時期
加入者期間	年齢	事由			
3年以上 10年未満	—	退職	脱退一時金	一時金	即時
		死亡	遺族給付金		即時
10年以上	60歳未満	退職	脱退一時金	一時金	即時
			老齢給付金	確定年金(又は一時金)	60歳(繰下後65歳)
	60歳以上 65歳未満	退職	老齢給付金	一時金	即時
				確定年金(又は一時金)	即時(繰下後65歳)
	65歳	退職	老齢給付金	確定年金(又は一時金)	即時
65歳超	退職	老齢給付金	確定年金(又は一時金)	繰下後退職時	
—	死亡	遺族給付金	一時金	即時	



(モデル給付額)

22歳新規加入(加入期間、給付期間とも、想定利回り2.0%の場合)

(単位:円)

給付の種類	加入者 期間	年金給付額(60歳支給開始)				一時金 (退職時)
		5年確定(年額)	10年確定(年額)	15年確定(年額)	20年確定(年額)	
脱退一時金	5年					242,500
老齢給付金	10年	102,200	53,600	37,500	29,500	481,400
	15年	160,500	84,200	58,900	46,300	756,200
	20年	226,900	119,100	83,300	65,400	1,069,100
	30年	386,300	202,700	141,700	111,400	1,820,500
	38年	542,200	284,500	198,900	156,300	2,555,500

## 2. 2021年3月期(2020年4月～2021年3月)決算状況について

(2021年3月31日現在)

(加入者数)

加入者(人)	10,777
--------	--------

(給付の状況)

		件数	金額(円)
老齢給付	年金	2,396	61,959,026
	一時金	334	52,877,100
脱退一時金		655	128,545,900
遺族給付	一時金	16	6,102,400

(年金受給者数)

老齢給付(人)	2,396
---------	-------

(掛金の徴収状況(納付時期:毎月月末))

(単位:円、%)

種類	規約上掛金率	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標準掛金	1.4%	482,437,872	482,437,872	0	0	0.0%
特別掛金	0.1%	34,459,848	34,459,848	0	0	0.0%
事務費掛金	0.3%	103,379,544	103,379,544	0	0	0.0%
合計	1.8%	620,277,264	620,277,264	0	0	0.0%

## 3. 年金給付等積立金の積立概況

(2021年3月31日現在)

(貸借対照表(基本金処理後))

(単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
純資産額	6,917,821	責任準備金	3,661,647
		別途積立金	3,256,174
合計	6,917,821	合計	6,917,821

#### 4. 財政の検証状況について

(2021年3月31日現在)

- (1) 継続基準の財政検証 : 企業年金の財政運営を継続するうえで年金資産が計画通り積み立てられているかを検証します。
- (2) 非継続基準の財政検証 : 制度を終了すると仮定した場合に、加入者及び受給権者等に対して保全すべき給付を支給するために必要な年金資産が確保されているかを検証します。
- (3) 積立超過の財政検証 : 企業にとって損金算入される掛金を必要以上に払い込み続けるのは税務上問題があるため、年金資産額が積立上限額を超えていないかを検証します。

(単位:千円)

区分	当基金の水準	基準値	判定
継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.88$	1.00以上	○
非継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額 (2,709,847)}} = 2.55$	1.00以上	○
積立超過	$\text{数理上資産額 (6,917,821)} \leq \text{積立上限額 (9,536,661)}$		○

それぞれにおいて基準を上回っているため、掛金見直しの必要はありません。

#### 5. 年金給付等積立金の運用の概況

(2021年3月31日現在)

2021年3月期(2020年4月～2021年3月)の運用利回りは+11.53%となり、運用収益は+712百万円となりました。

(運用収益又は運用損失)

(単位:百万円、%)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
運用収益・損失額	-7	-175	712		
利回り	-0.11%	-2.81%	11.53%		

(資産別残高及び資産構成割合)

(単位:百万円、%)

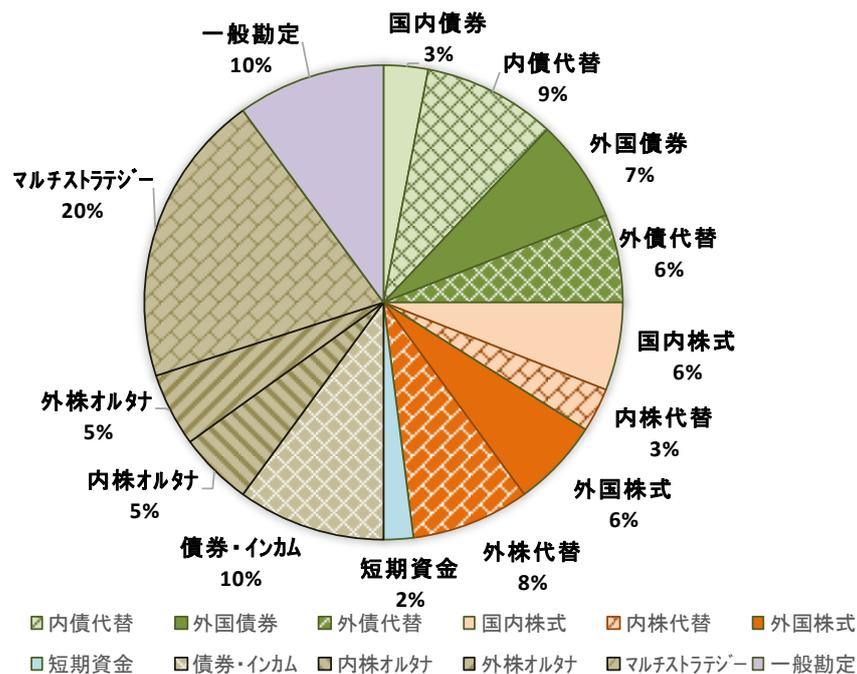
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	資産合計
時価総額	211	795	1,667	892	114	2,537	669	6,885
構成割合	3.1%	11.5%	24.2%	13.0%	1.7%	36.8%	9.7%	100.0%
(備考)受託機関：三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行 第一生命保険								

(政策アセットミックス)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	合計
構成割合	12.0%	9.0%	13.0%	14.0%	2.0%	40.0%	10.0%	100.0%

## 2021年度政策アセットミックス(内訳)



## 6. 運用の基本方針について

(2021年3月31日現在)

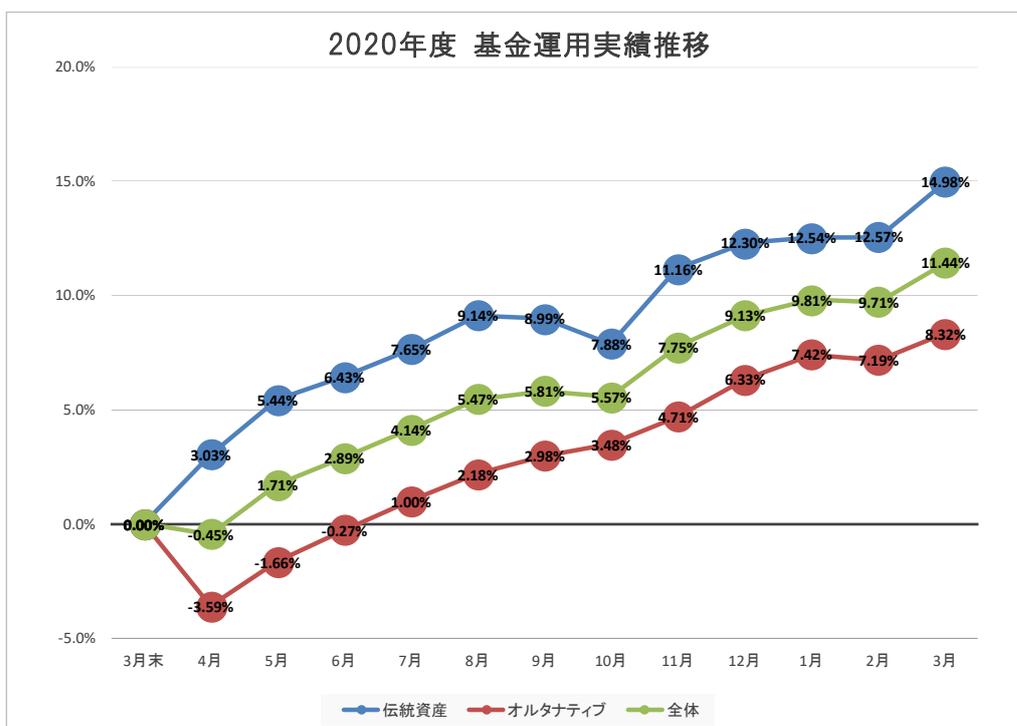
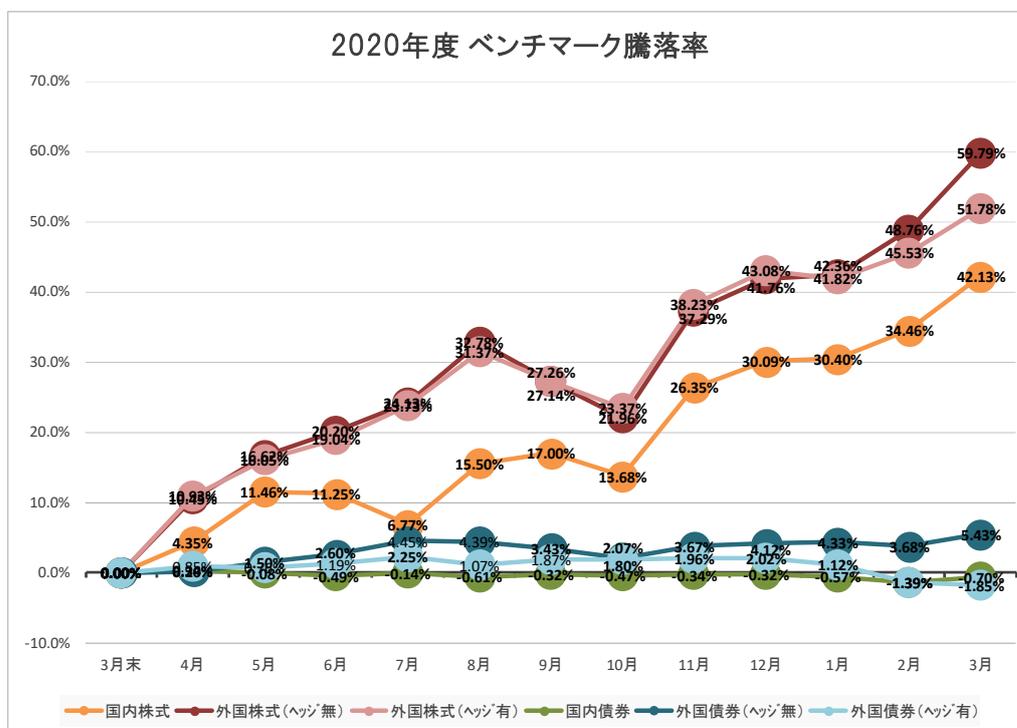
鹿児島県病院企業年金基金では次の方針に基づいて積立金を運用しています。

運用の基本方針(概要)	
目的	当基金の年金給付および一時金の支払いを将来にわたり確実に行ううえで必要とされる積立金を確保するために、運用収益を長期的に確保することを目的としています。
目標	将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な年金財政上の予定利率を目標とし、これを長期的に上回ることをとしています。
資産構成	運用目標を達成するため、運用資産の期待収益率、リスク、相関係数等を考慮し、長期的観点から政策的資産構成割合(政策アセットミックス)を定めています。
年金資産管理運用委員会	リスク管理状況、運用受託機関の選定および評価、運用業務に係る遵守事項等をチェックする目的で、年2回以上開催しています。議事内容については開催の都度ホームページに委員会資料を掲載しています。

- 上記内容を基金ホームページに掲載するとともに、病院基金だより(9月発行予定)に掲載し、加入員への周知を図ります。

## 報告第3号 年金資産運用状況について

- 2020年度は、前年度3月のコロナショックのリバウンドもあり、年度当初から株式を中心に大幅な上昇がみられました。各国政府の大規模な財政出動(個人への現金給付や企業への低利融資等)やワクチン開発の進展に支えられ、感染拡大の第2波による秋口の調整はあったものの、年度を通して株式の上昇基調が続きました。

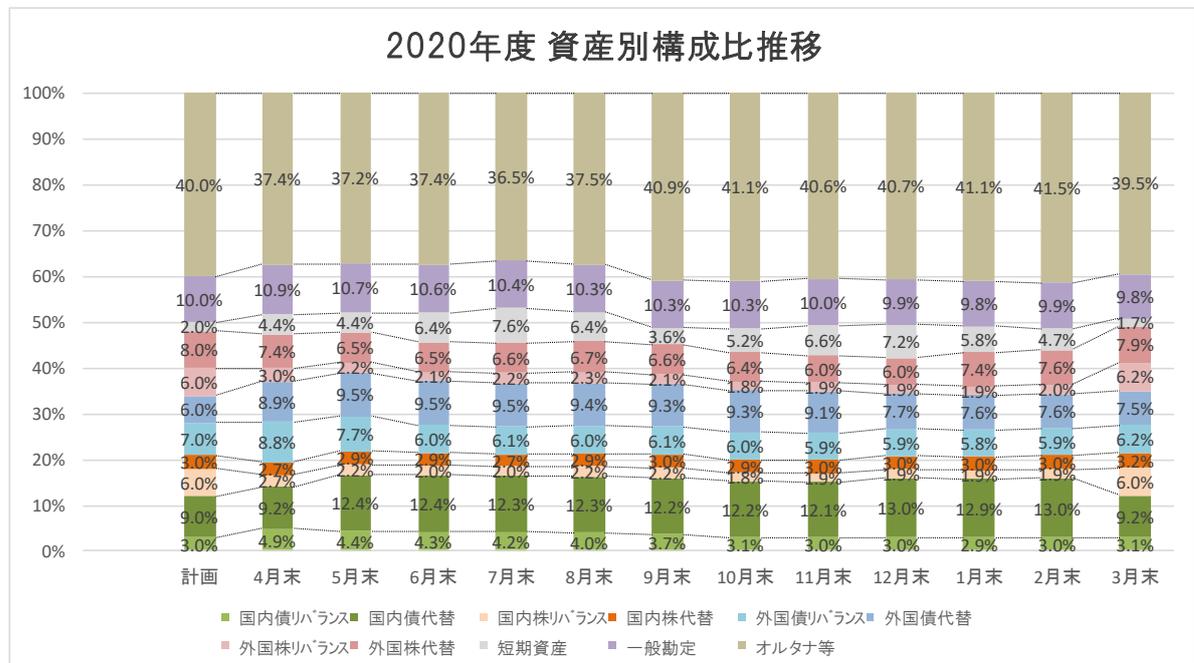


- 当基金の 2020 年度運用実績は、修正総合収益率で**11.53%**、総合収益**712百万円**のプラス着地となりました。

鹿児島県病院企業年金基金

<2020年4月～2021年3月>【生保確定】

資産		前期末時価総額 <2020年3月末> (円)	全体構成比 (%)	時価総額(円) (2021年3月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平準 (円)	総合収益 (円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)	BM	
伝統資産 (リバ ランス運 用+代 替投資)	国内債券	リバランス	255,182,085	4.2%	211,413,484	3.1%	237,374,498	-525,721	-0.22%	-0.18%	-0.70%
		代替投資	544,647,235	9.0%	630,283,203	9.2%	723,790,715	64,108,008	8.86%	-	-
		小計	799,829,320	13.2%	841,696,687	12.2%	961,165,213	63,582,287	6.62%	6.89%	-0.70%
	国内株式	リバランス	193,743,634	3.2%	416,056,767	6.0%	106,171,347	44,050,772	41.49%	40.99%	42.13%
		代替投資	157,451,621	2.6%	217,098,156	3.2%	156,589,056	61,622,411	39.35%	-	-
		小計	351,195,255	5.8%	633,154,923	9.2%	262,760,403	105,673,183	40.22%	39.18%	42.13%
	外国債券	リバランス	555,144,099	9.1%	424,113,342	6.2%	408,503,823	26,058,888	6.38%	6.34%	5.43%
		代替投資	383,198,944	6.3%	515,491,492	7.5%	543,560,133	25,671,681	4.72%	-	-
		小計	938,343,043	15.4%	939,604,834	13.6%	952,063,956	51,730,569	5.43%	4.92%	5.43%
	外国株式	リバランス	176,744,826	2.9%	425,064,640	6.2%	96,821,206	100,107,452	103.39%	87.93%	59.79%
		代替投資	411,119,855	6.8%	544,625,730	7.9%	380,568,064	129,172,161	33.94%	-	-
		小計	587,864,681	9.7%	969,690,370	14.1%	477,389,270	229,279,613	48.03%	44.81%	59.79%
短期資産	リバランス	201,977,813	3.3%	113,554,237	1.6%	357,256,954	41,563	0.01%	-0.02%	0.00%	
	代替投資	84,303	0.0%	70,225	0.0%	23,792,051	-15	0.00%	0.00%	0.00%	
	小計	202,062,116	3.3%	113,624,462	1.7%	381,049,005	41,548	0.01%	-0.02%	0.00%	
合計		2,879,294,415	47.4%	3,497,771,276	50.8%	3,034,427,847	450,307,200	<b>14.84%</b>	<b>14.98%</b>		
オルタ ナテ ィブ	債券戦略		793,069,135	13.0%	684,893,123	9.9%	593,560,486	70,970,471	11.96%	-	-
	損害保険		53,169,381	0.9%	2,867,187	0.0%	33,957,723	-3,637,029	-10.71%	-	-
	国内株式		309,575,742	5.1%	312,974,033	4.5%	250,253,090	60,665,866	24.24%	-	-
	マルチアセット		1,088,186,370	17.9%	1,368,859,225	19.9%	1,224,093,574	70,656,828	5.77%	-	-
	外国株式		294,197,517	4.8%	348,926,441	5.1%	294,197,517	54,728,924	18.60%	-	-
	短期資産		45,890	0.0%	112,114	0.0%	81,783,046	-484	0.00%	-	-
一般勘定		662,862,856	10.9%	668,598,848	9.7%	661,206,212	8,265,078	1.25%	-	-	
合計		3,201,106,891	52.6%	3,387,230,971	49.2%	3,139,051,648	261,649,654	<b>8.34%</b>	<b>8.32%</b>		
資産合計		6,080,401,306	100.0%	6,885,002,247	100.0%	6,173,479,495	711,956,854	<b>11.53%</b>	<b>11.44%</b>		



- 資産配分については、年度を通じ、内外株式を計画比アンダーウェイトさせました。コロナの収束が見通せない中で、経済活動の回復に確信が持てなかったことがその理由です。

- 運用受託機関は、信託銀行 4 行、生命保険会社 1 社で変更はありません。採用商品についてはコロナショックの反動もあり想定収益率を上回る傾向が見られましたが、極端にリスクテイクする商品はなく、リスク管理状況については問題のない範囲であったと考えます。個別商品ごとの評価が中心となるため、当基金では原則運用受託機関ごとの評価は行っておりません。

受託機関		時価残高	構成比	修正簿価平残	総合収益	修正総合	時間加重
三菱UFJ	伝統資産	3,034,710,923	44.1%	2,553,116,477	376,470,187	14.75%	15.05%
	オルタナティブ	1,506,183,370	21.9%	1,464,186,882	151,033,163	10.32%	10.30%
		4,540,894,293	66.0%	4,017,303,359	527,503,350	13.13%	13.19%
三井住友	伝統資産	254,239,041	3.7%	223,963,065	30,275,976	13.52%	13.52%
	オルタナティブ	468,986,151	6.8%	341,336,194	31,211,171	9.14%	9.77%
		723,225,192	10.5%	565,299,259	61,487,147	10.88%	11.87%
第一生命	伝統資産	132,611,895	1.9%	216,085,572	8,026,796	3.71%	3.71%
	オルタナティブ	668,598,848	9.7%	661,206,212	8,265,078	1.25%	1.25%
		801,210,743	11.6%	877,291,784	16,291,874	1.86%	1.82%
りそな	伝統資産	76,209,417	1.1%	41,262,733	35,534,241	86.12%	85.96%
	オルタナティブ	50,850,332	0.7%	50,574,976	275,356	0.54%	0.54%
		127,059,749	1.8%	91,837,709	35,809,597	38.99%	38.96%
みずほ	オルタナティブ	692,612,270	10.1%	621,747,384	70,864,886	11.40%	11.40%
合計		6,885,002,247	100.0%	6,173,479,495	711,956,854	11.53%	11.44%

- 運用受託機関のステュワードシップ活動については、毎年秋口に報告書を取りまとめて基金のホームページに掲載するとともに予算代議員会で報告しておりますので、今回報告はありません。
- 新型コロナウイルス感染がなかなか収束しない状況下、前回代議員会以降「年金資産管理運用委員会」は開催しておりませんので、同委員会に関する報告はありません。
- 基金の管理運用体制については、月例監査で下記項目をチェックいただいております。

監 査 項 目		実施	適 否	摘 要	
資 産 運 用 関 係	体制に関する事項				
	1 運用執行理事、ファンドマネージャー等の配置及び資格		適 否	常務理事が運用執行理事を兼務。ファンドマネージャー等は置いていない。	
	2 資産運用に関する理事会及び代議員会の開催状況・会議録の整備状況等		適 否	年金資産管理運用委員会を年2回以上開催し、当該資料はホームページに掲載。会議録は保管し、理事会・代議員会の報告事項としている。	
	運用関係者の職務に関する事項	1 基本方針(政策的資産構成割合を含む。)の策定		適 否	2021年4月1日改定の基本方針をホームページに掲載している。
		2 受託機関の選任・評価方法		適 否	選任については年金資産管理運用委員会の審議後、理事会・代議員会で決議。評価は半期毎に同委員会に報告を実施。
		3 受託機関ごとの資産構成の決定方法		適 否	年金資産管理運用委員会の審議後、理事会・代議員会で決議し、受託機関ごとに運用ガイドラインを提示している。
		4 契約書の締結及び協定書等の作成		適 否	理事長専決で行い、年金資産管理運用委員会、理事会・代議員会に報告し承認を頂いている。
		5 資産の運用状況の把握		適 否	月次で運用実績の集計表を作成し、ホームページに掲載している。
		6 受託機関との運用に関する定例会議等の開催		適 否	四半期ごとに受託機関との定例会議を実施している。
		7 積立金の運用割合の管理		適 否	政策アセットミックスとの乖離を日次で推計し、基本方針のリバランスルールに基づくリバランスを実施。
8 理事の禁止行為等※			適 否	年金資産管理運用委員会、理事会・代議員会でのチェックが行われている。	
9 理事会及び代議員会に対する運用状況の報告			適 否	月次報告書を代議員に郵送すると共に、理事会・代議員会資料で運用状況報告を行い、当該資料はホームページに掲載している。	
A U P	運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認 (AUP:10-1)				
	10 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。		適 否	総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額、及び保険会社の保有資産に関するご報告の資産額が一致していることを確かめる。	
運用資産の評価の妥当性の把握 (AUP:11-1)					
11 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。		ある ない	(ない場合) 資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。  (ある場合) 他の資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。		
※【理事の禁止行為等】自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、基金資産運用契約を基金に締結させる、あるいは積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。					

## 報告第4号 公認会計士等とのAUPの実施に係る契約内容について

<b>AUPの概要</b>	<b>(Agreed Upon Procedures)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ AUP業務実施者（公認会計士または監査法人）と依頼者との間で、確認事項や調査手続き等について事前に合意し、当該合意に基づいた手続き結果を公認会計士等が依頼者に報告  <ul style="list-style-type: none"> <li>※あくまでも事前に合意した内容について、<b>客観的に判断できる事項を確認</b>するもの（保証業務ではない）</li> </ul> </li> </ul>	
<b>対象基金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 常時20億円以上の積立金を積み立て、又は積み立てると見込まれる総合型DB基金（20億円を超えた決算の翌々年度決算から実施）</li> </ul>
<b>費用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原則として業務経理から支出（大分類・中分類：業務委託費等、小分類：AUP費（新設））</li> </ul>
<b>対象範囲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 業務経理・掛金・運用資産・給付・残高に係るチェック項目</li> <li>➢ 実施頻度はそれぞれの項目で毎事業年度実施するもの（毎期手続）と実施次年度以降交互に実施するもの（重点領域1・重点領域2）に分かれます。</li> </ul>

	チェック内容
<b>業務経理</b>	1 （事務費）未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	2 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認
	3 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認
	4 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認
	5 貯蔵品（切手、印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性
	6 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認
<b>掛金</b>	7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認
	8 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	9 未収掛金の回収可能性の確認
<b>運用資産</b>	10 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認
	11 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）
<b>給付</b>	12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認
	13 給付支払金額の正確性の確認
<b>残高</b>	14 残高確認状の送付と確認

- 2021年度(2021年4月～2022年3月)は、**毎期手続と重点領域1(重①)**がチェック対象となります。
- 年間費用は、時間単価 20,000 円 × 30 時間 = 600,000 円(税別)と見積もっています。

別紙1 合意された手続（2021年度）

項目	チェックポイント	合意された手続
1.（事務費）未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		
2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の現金の貸借対照表残高（業務経理）、現金出納帳残高（業務経理）及び現金・預貯金残高一覧表が一致していることを確かめる。</li> <li>・上記時点の現金・預貯金残高一覧表上に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。</li> </ul>
	2-2 金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高は一致しているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び現金・預貯金残高一覧表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。（2021年6月30日、9月30日、12月31日は銀行残高証明書との確認は行わない。）</li> </ul>
3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認		
4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する決裁に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。</li> <li>・当該決裁紙面上の決裁金額と該当の請求書上の金額及び総勘定元帳上の記帳金額が一致することを確かめる。</li> </ul>
5. 貯蔵品（切手・印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の貯蔵品管理表上に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。</li> </ul>
6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金金額は一致しているか。（毎期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年4月1日から2022年3月31日までの年金経理から業務経理繰入のための預金通帳上の出金額（又は入出金/資産振替実行報告書もしくは月間異動明細表兼残高報告書）、業務経理における預金通帳上の入金額、年金経理及び業務経理それぞれの総勘定元帳上の記帳金額の一致を確かめる。また、年金経理からの繰入額が繰入承認額の範囲内であることを確かめる。</li> </ul> <p>※当基金では年金経理から業務経理への繰入れは行っていない（ゼロで報告）</p>
	6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金金額は一致しているか。（毎期）	
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-1 加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。（重①）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する適用関係届受付経過簿における加入事業所からの適用関係書類（加入者資格取得届・加入者資格喪失届・基準給与変更届）の入手件数と受託機関に送付した件数が一致していることを確かめる。</li> <li>・実地確認時に任意に指定する適用関係届受付経過簿が常務理事（又は上級者）によって押印がなされていることを確かめる。</li> </ul>

項目	チェックポイント	合意された手続
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-2 受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する加入事業所から入手した適用関係書類(加入者資格取得届・加入者資格喪失届・基準給与変更届)と受託機関より還元される各種処理明細での氏名、基準給与額および適用日が一致することを確認する。</li> </ul>
	7-3 受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する受託機関より還元される処理明細の内容が、エラー照会状兼回答書の訂正指示と一致することを確認する。</li> </ul>
	7-4 受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書に常務理事の押印がなされていることを確認する。</li> <li>・実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書と事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の掛金金額の一致を確認する。掛金金額に不一致が生じた場合、その原因等を質問する。</li> </ul>
	7-5 掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書と事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の金額が一致していることを確認する。</li> </ul>
	7-6 調査決定し、納入告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する納入告知書について、納入告知書と事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の当該納入告知書の内容の一致を確認する。</li> <li>・実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表(債権管理簿)と(未収掛金)総勘定元帳の計上金額の一致を確認する。</li> <li>・実地確認時に任意に指定する納入告知書について、納入告知書の告知月(告知日を含む月)に未収掛金が計上されていることを確認する。</li> </ul>
	7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施確認時に任意に指定する納入告知書の金額と事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の金額の一致を確認する。</li> <li>・実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表(債権管理簿)の合計金額と債権管理簿(総括)の掛金の調定額の一致を確認する。</li> </ul>
	7-8 債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の(未収掛金)総勘定元帳と債権管理簿が一致していることを確認する。</li> </ul>
	7-9 掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。(重①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地確認時に任意に指定する掛金の入金額について、未収掛金の総勘定元帳における貸方計上額、債権管理簿の減少額及び現金預金の総勘定元帳の借方計上額並びに預金口座の入金額が一致していることを確認する。</li> <li>・上記の未収掛金の貸方計上月と掛金の入金月が一致していることを確認する。</li> </ul>

項目	チェックポイント	合意された手続
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-10 預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。(重①)	・同上
	7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。(毎期)	・実地確認時に任意に指定する預金通帳の入金額と総勘定元帳における現金預金の金額の一致を確かめる。
8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	8-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。(重①)	・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の月計表、(未収掛金) 総勘定元帳、債権管理簿の勘定残高が一致していることを確かめる。
	8-2 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。(重①)	・実地確認時に任意に指定する(年金経理) 掛金収入について、総勘定元帳と債権管理簿の金額が一致することを確認する。
9. 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納事業所管理表(又は滞納事業所一覧)に記載される1年以上滞留している債権の金額を手続結果として報告書又は報告書別紙に記載する。</li> <li>・2022年3月31日時点の滞納事業所管理表(又は滞納事業所一覧)に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。</li> </ul>
10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と年金基金会計帳簿との一致を確かめる。(毎期)	<p>(信託資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額が一致していることを確かめる。</li> </ul> <p>(保険資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月30日、9月30日、12月31日、2022年3月31日時点の総勘定元帳と保険会社の「保有資産に関するご報告」の資産額が一致していることを確かめる。</li> </ul>
11. 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産が存在しているか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。(毎期)	<p>(該当資産がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。</li> </ul> <p>(該当資産がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。</li> </ul>
12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書(給付額)の給付額は一致しているか。(毎期)	・実地確認時に任意に指定する決裁された給付額と給付指図書の給付額の一致を確かめる。

項目	チェックポイント	合意された手続
	12-5 受託機関に送付している給付指図書金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書金額は一致しているか。(毎期)	(受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合) ・三菱UFJ信託銀行株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的Ⅲ. C. 2. (2) (委託者より受領した通知書・指図書類が正確、網羅的かつ適時にシステムに登録されることを合理的に保証する手続)の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる。
	12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。(毎期)	・実地確認時に任意に指定する月の現況確認が行われていることを現況届送付受給者一覧表で確認するとともに同一一覧表に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。  ・実地確認時に任意に指定する受給者の現況確認結果が年金制度管理情報サービスの「現況届確認記録:詳細」画面に反映されているか確かめる。
13. 給付支払金額の正確性の確認		
14. 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。(毎期)	・2022年3月31日時点の銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と各種残高確認状による残高確認結果の合計金額の一致を確かめる。

- 昨年度の実施結果報告書を別添資料としてご用意しました。ただし、AUPは監査報告ではないので、誤解を招かないように**実施結果報告書には利用制限があります**。

【合意された手続業務契約書】より抜粋

### 第3条(本業務の性質及び限界)

年金基金及び業務依頼者(理事長及び常務理事)等は、第1条に定める本業務の目的及び第2条に定める実施する手続について理解した上で、次に掲げる事項を了解する。

- 一 本業務は、財務諸表その他の過去財務情報に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠して行われるものではなく、また、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論を目的とした、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して行われるものでもないこと、したがって、業務実施者(いちご公認会計士共同事務所)は、**手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしないこと。**

### 第11条(実施結果報告書の配布及び利用制限)

年金基金及び業務依頼者等は、実施結果報告書及びその記載内容を依頼目的以外の目的に使用してはならない。また、年金基金及び業務依頼者は、実施結果報告書及びその記載内容を**業務依頼者並びに年金基金の監事、理事、代議員及び従業者以外の者に配布又は伝達してはならず、また、利用させてはならない。**

## 報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

- 確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成 25 年 10 月 28 日年企発第 2 号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を国内債券等で運用せず、定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

## 報告第6号 2020 年度運用執行理事報酬について

- 運用執行理事の報酬は成功報酬体系で、具体的には、年金資産の年間運用実績が予定利率(2%)を上回った分の収益の1%(上限 200 万円)としている。
- 2020 年度の運用実績が確定し、運用執行理事報酬は以下の通り上限額 200 万円となりましたのでご報告します。

修正簿価平残(円)	総合収益(円)	時間加重 収益率(%)	
6,173,479,495	706,246,054	11.44%	←2020年度運用実績 ①
	123,469,590	2.00%	←予定利率での運用収益 ②
予定利率超過額(円)	582,776,464	9.44%	← ①-②

予定利率超過額(円)	報酬率(%)	報酬額(円)	判定	報酬上限額(円)
582,776,464	1.00%	5,827,765	>	2,000,000

2020年度運用執行理事報酬額(円)	2,000,000
--------------------	-----------

## 報告第7号 遺族給付金等の裁定請求における身分関係を明らかにする書類の定め追加

- 遺族給付金及び未支給給付の請求における死亡者と請求者の関係を証する書類として、「法定相続情報一覧図の写し<sup>※</sup>」が使用できるようになりました。
- 当基金では、規約第 47 条 4(1)及び第 53 条 4(1)で、遺族給付金及び未支給給付の請求に当たって死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類を列挙していますが、「法定相続情報一覧図の写し」を「その他当該事実を証する書類」に加えるものです。規約自体の変更はありません。

※ 不動産登記規則第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写しをいいます。

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所

○県○市○町○番地

最後の本籍

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 令和○年○月○日

(被相続人)

法務太郎

住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(妻)

法務花子

住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(長男)

法務一郎

(申出人)

住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(長女)

法務優子

住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(二男)

法務二郎

以下余白

作成日: 令和○年○月○日

作成者: 住所 ○県○市○町○番地

氏名 ○○ ○○

